

不仕料について

相曾貴志

はじめに

かつて筆者は「延喜式」に見える官人給与を通して律令財政機構について考察し、時服・馬料等といった京庫より支給される給与に関しては一人あたりの支給量、支給人数が定められており、それによって給与支給総額の算出が可能であることから、官人給与に関しては計画的な運用が期待されていたのではないかとした。⁽¹⁾ しかしながらその際に大糧・要劇番上糧・月料に関しては十分な考察ができなかった。そこで本稿では「延喜式」に散見し(別表)、⁽²⁾ 大糧・要劇番上糧・月料及び時服のいずれにも関連の深い不仕料に注目していくこととする。⁽³⁾

不仕料とは基本的に官人の欠勤等により支給されなかった大糧・要劇番上糧・月料・時服の不支給分をいう。⁽⁴⁾ その用途について見ると、一般的なのが各官司の「公用」「雑用」及び官舎の修理といった官司の運営費である。後者の官舎の修理に関しては、「修理司中小破」(正親式14条(No.8))とあるので、大規模なものではなく、小さな修理を指すのであろうか。前者について、具体的な用途は不明であるが、官舎の修理が「中小破」であることから

類推すれば、細かな雑用に用いられたのではあるまいか。その他には「太政官長案料紙(打進)」(図書式28条(No.3))、「采女等夏頓給料」(采女式8条(No.10))、「使部二人衣食」(勘解由式25条(No.16))が見える。特に「太政官長案料紙(打進)」については後述するが、給与以外の費目に充てられている点に注目したい。

このように不仕料は主として官司の運営費に充てられたものであるが、不仕料の財源ともいえるべき要劇番上糧・月料・大糧等の支給方法について、太政官式119条を見てみると、

凡親王以下月料并諸司要劇及大糧等、毎月申_レ官出充、其月料物者、録_二来月数_一、毎月十日申_二太政官_一、十七日官符下_二宮内省_一、廿五日出給、要劇者、録_二前月_一心_レ給官人及物数_一、毎月四日申_レ官、即加_二官要劇_一、造_二惣目_一、同日申_二太政官_一、五日官符下_二宮内省_一、十三日出給、但給_レ田者、下_二符勘解由使_一、大糧者、毎月十六日申_二太政官_一、廿日官符下_二民部_一、廿二日出給、若逢_二雷雨_一、臨時改_レ日、

とあり、月料は「来月数」(翌月分)を太政官に申請して毎月二五日に支給するとある。大糧に関しては、この条文では明らかではないが、天平一十七年(745)大糧申請文書を見てみると、やはり翌月分を請求している。一方、要

(別表)「延喜式」における不仕料・闕官料一覧

No	式名	条文番号	不仕料・闕官料	用途	元慶5年官符	元慶6年官符	元慶6年以降諸司田設置の官符	備考
1	臨時祭式	89	不仕下部粮米	官中雑用			元慶6年以降諸司田設置の官符 (元慶9年2月8日・寛平3年8月3日)	
2	大舎人式	29	不仕舎人衣服并食料	寮中雑用	諸司田	諸司田		
3	図書式	28	寮家不仕料	太政官長案料紙(打進)	諸司田	諸司田	元慶9年2月8日	
4	内匠式	45	粮米并間食不仕料	寮中雑用	諸司田	諸司田	寛平9年2月17日	
5	大学式	52	闕官不仕料	寮中雑用		京庫		月料
6	準人式	20	準人等不仕料及儀分絶戸田地子等	修理料并雑用	諸司田	諸司田		
7	織部式	10	不仕料物并定額人帯衛府者衣粮	司家雑用	諸司田	諸司田		
8	正親式	14	闕官及不仕官人已下要劇番上料	修理司中小破并雑用	諸司田	諸司田		
9	内膳式	56	膳部仕丁仕女等不仕之物	司中雑用	諸司田	諸司田	仁和4年7月23日	
10	采女式	8	采女不仕禄物	司家雑用、采女等夏頓給料(半分ずつ)	諸司田	諸司田		
11	主水式	31	水部仕丁等不仕料物	司中公用	諸司田	諸司田	元慶9年正月16日	
12	彈正式	161	闕官不仕要劇	台中雑用	諸司田	諸司田		
13	左右京式	55	闕官料要劇田地子	職家公用	諸司田	諸司田		
14	左右京式	56	兵士并坊長等不仕料物	職中用	諸司田	諸司田		
15	東西市式	11	闕官要劇料	司中修理雑用	諸司田	諸司田		
16	勘解由式	25	直丁不仕物	使部二人衣食			仁和2年8月4日	
17	左右近衛式	63	不仕料并節服及青摺衫大衣裾丁装束旧破之物	府中雑用	諸司田	諸司田		
18	左右衛門式	37	旧破節服并紺衣大衣衛士衣及衛士不仕料物	府中雑用	諸司田	諸司田		
19	左右近衛式 (左右兵衛府)	63	不仕料并節服及青摺衫大衣裾丁装束旧破之物	府中雑用	諸司田	諸司田		
20	左右馬式	59	不仕輩の公廩	寮中雑用	諸司田	諸司田		公廩田

「元慶5年官符」は元慶5年11月25日官符(「類聚三代格」巻15)に諸司田の設置が見えるもの。
「元慶6年官符」は元慶6年4月11日官符(「類聚三代格」巻15)に諸司田の設置が見えるもの。
「元慶6年以降諸司田設置の官符」は元慶6年官符以降に諸司田が設置されたもの。
大学式は月料、左右馬式は公廩田による不仕料。
左右兵衛式63条に「兵衛亦同」とあるので、兵衛府の規定としてNo.19に掲載した。

劇料の場合は、「前月 応給官人及物数」とあり、前月分を翌月請求して、翌月の一三日に支給となっている。⁽⁶⁾
このように月料・大粮は前払いであるので、あらかじめ翌月の支給分がプールされており、欠勤した場合に不仕料が発生することは十分に考えられるものの、要劇料に関しては、既に勤務した分を請求するのであるから、不仕料は存在しないはずである。にもかかわらず「延喜式」に、例えば「闕官不仕要劇」(彈正式161条(No.12))が見えていることから、要劇料においても不仕料が生じる給与システム

が存していたことが予想されるのである。

本稿ではこうした不仕料の検討を通して、これまで論じられることのなかった官人給与の支給システムについて、律令財政の視点から考察を進めていきたいと思う。

一、「不仕」の語義と事例

不仕料の事例はほとんど『延喜式』に見えているのみで、管見の限り、先行研究も見えない⁽⁷⁾。ただし「不仕」については、『延喜式』の他にいくつかの事例が見えるので、まず「不仕」の意味するところを考察していきたい。

令において、「不仕」の語は見えず、わずかに注釈書のなかに散見する。

選叙令集解18以理解条に引く朱説に「但職制律者在_レ職不_レ仕人為_二解官_一」とあり、職制律を引き、勤務しないことを「不仕」としているが、職制律にはこの条文は見えず、同趣旨の条文として、同律5官人無故不上条が存している。それによれば、

凡官人無_レ故不_レ上、及当_レ番不_レ到、若因_レ假而違者、一日笞廿、三日加_二

一等_一、過_二杖一百_一、十日加_二一等_一、罪止徒一年半、謂_レ官人以下、因_レ假而違者、

官、加_二一等_一、謂_レ在_レ緣邊要重之所、無_レ故不_レ上以下、各加_二罪二等_一、

とあり、「官人無_レ故不_レ上」とあるのみであり、その場合には「解官」ではなく、笞や杖による量刑となっている。この他、賦役令集解19舍人史生条に引く古記にも「无_レ故不_レ仕」とあるが、やはり「勤務しない」程度の意味であろう。このように律令の規定で「不仕」なる語を見出すことはほとんどできず、わずかに明法家によって用いられる例が見えるのみで、その場合にも

字義以上の特別な意味を有していないようである。

次に正倉院文書の事例について考察を進めていきたい⁽⁸⁾。正倉院文書では各官司からの大糧申請等に際して、前月の出勤状況を報告する場合等に、「不仕」の語が用いられている。そしてその支給に際して、勤務を休む場合に病気の場合とそうでない場合とでは、待遇が異なっていた。

例えば宝龜三年(七七三)九月二十九日の奉写一切経所告朔解(大日古六一四〇二)には、九月の仕丁への大糧の支給延べ人数として「二百一人仕丁二百人別一升二合」とある。これに対してこの月従業すべき仕丁の延べ人数及び作業の内訳は、

二百三人仕丁

八十七人打紙

八十一人経師等廩

十一人沸温

二人不仕

六人防院廻柴垣

十五人採薪

一人病

とある。ここでこの月に従業すべき仕丁の延べ人数は二〇三人であったのに対して、大糧の支給延べ人数は「二百一人仕丁」とあるが、これは内訳にある「二人不仕」分を除外した数であり、この二人分には大糧は支給されなかったことがわかる。次いで大糧支給の単価を見ると、「二百人別一升二合、一人八合」とあり、これと内訳人数を照合してみると、「打紙」「防院廻柴垣」「経師等廩」「採薪」「沸温」の総計が二〇〇人となり、一升二合を支給された仕丁の数と一致し、八合を支給されたのが「病」の仕丁であったことがわかる。

このように病欠の場合には一日あたり八合の米が支給されているのに対し、

「不仕」の場合は米が支給されず、同じ欠勤でも理由により待遇が違うとともに、「不仕」には病欠が含まれなかったことがわかる。ちなみに賦役令26役丁匠条にも「疾病及遇雨、不堪執作之日、減半食」とあり、病気や雨に際して「執作」できない場合は「半食」を減ずるとある。仕丁の給糧額は日別二升が一般的であったが、食事の時に一升二合（共同炊事分）を給し、残りの八合を「半食残」「半食加米」等の名称で支給した。この「半食残」「半食加米」が病気の際に支給される量と一致している。

また宝亀二年（七七二）二月二十九日の奉写一切経所解（大日古六一二四六）には「卅九人不役六人不仕三病」とあり、不仕と病欠をあわせて「不役」という語を用いている。

その後、九世紀段階に入っても、病欠の場合に「役日直」を与える旨が決められているような事例等も見えているので、原則的には病欠とそれ以外の欠勤では待遇に差異があったと考えられる。ところが「延喜式」には、

凡采女無故不上一百廿日已上者解任、但依身病及親病不仕者、雖過限日、臨時聽裁、其解任之代、以当郡氏女補之、

とする条文が見える。ここでは自ら病気の場合や親の病気によって勤務できない状態を「不仕」としており、八世紀の写経所におけるような病欠と「不仕」の区別をしていないので、この段階では既に「不仕」は単に「勤務しない」程度の意味になっており、特別な概念は有してなかったと考えられる。

二、八・九世紀における給与の不支給分

第一節では正倉院文書等における「不仕」の事例について検討してきたが、

それらからは直接不仕料を理解するような手がかりを得ることはできなかった。そこで本節では、不仕料の財源となる欠勤による給与の不支給分をめぐって、具体的な事例について考察していくこととする。

周知のように正倉院文書には八一通の天平一七年（七四五）五月分及び同年一月分の大糧申請文書が残されており、これまで弥永貞三、榎木謙周、佐藤信等12各氏により精緻な考察がなされ、天平年間（七五〇～七五九）における大糧の支給システムがかなり明らかになっている。

「延喜式」の規定によれば、こうした大糧申請に続き、本司は毎月一日に来月分の公糧を録して民部省に送り、民部省はそれを惣じて勘録して一六日に太政官に申す。太政官はそれを受けて、二〇日に官符を民部省に下し、二二日に民部省から大糧を支給することとなっていた。13ここで大糧申請文書を見てみると、例えば「掃部司解 申請仕丁公糧事」（大日古二一四一四）のような事書を持ち、翌月分の米・塩・庸布（秋冬は綿）といった品目別に被支給人数を掲げるとともに（原則的に直丁日別米二升、塩二夕、廩丁月別布一段もしくは綿二屯）、これらの人員の翌月の上日すべき全日数（例えば天平一七年五月ならば、小の月なので二九日分）14を請求している。

またこれらの文書には「損」「益」「去合」「合」「勘少録桑原忌寸」といった文字が記入されている。榎木氏によれば、これらの文字は民部省の文書以外は本文とは異筆であり、さらに「損」「益」「去合」「勘少録桑原忌寸」は同筆で、「合」のみ追筆ないし異筆としている。こうしたことより民部少録と推定される「桑原忌寸」が各官司から提出された文書について損益を勘定し、その後同一人ないし別人によってチェックされ、「合」の文字が書き込まれたとしている。一方、「損」「益」が意味するところは、前回申請の人

数に対するものであり、民部省が大糧申請に際して、支給すべき人数の前後の月との変化を把握することに主眼が置かれていたことがわかる。

このようなチェック機能が働いていたことにより、確かに不当な請求等を防止することは可能であったと思われる。実際に令の規定する仕丁の定員とこの文書群に見える仕丁の数を比較してみても、駆使丁に関しては数に開きはあまるものの、直丁はほぼ一致しているという⁽¹⁵⁾。ただしこうしたチェックにより、把握されるのはその官司に所属する仕丁の員数の増減であり、その月の仕丁の勤務状況については関心が払われておらず、翌月の全上日分が請求されていることは気をつけなければならない。すなわちその結果、病欠や不仕により、実際に支給されない給与が剰余分として生じていたことが予想されるからである。そこで次に写経所の天平宝字三年(七五)大糧請求文書の検討を通して、給与の剰余分の処理について考察を進めていきたい。

まずA造東大寺司造瓦所解(大日古四一三七二)に注目してみたい。

造瓦所解 申請糧米事

合米伍斛参升陸合瓦工別二升、領別一升二合

一斛五升二合折留便所請

三斗八升月中不上瓦工十九人料 七升二合領六人料

六斗惠美菌充瓦工卅人料

四斛二斛八升四合今所請

塩伍升捌合人別二斗

一升一合折便所請 四升七合今所請

海藻参拾式斤拾両瓦工別一両、領別一両

六斤八両折便所請 廿六斤二両今所請

合請糧拾人二人領、八人瓦工

領坂本上万呂上日廿五 塩屋男光上日廿九 工山部飯万呂上日卅

物部乙万呂上日廿五 星川飯万呂上日卅 額田部乙万呂上日卅

粟田乙万呂上日卅 若湯坐牛長上日卅 大伴葦人上日廿九

桑原人足上日十七

以前、起来七月一日迄廿九日、糧米所請如前、以解、

天平宝字三年六月廿九日塩屋男光

坂本上麻呂

勸主典葛井連根道

11行目(事書の行を除いた本文の行数。以下同じ)以下の上日数であるが、申請日は六月二十九日とあるので、六月の勤務状況を記したものであり(この年の六月は大の月なので三〇日、七月は小の月なので二十九日)⁽¹⁶⁾、この上日数に基づいて1行目~9行目の申請量が算出されている。

2行目の「一斛五升二合」は3行目と4行目の和である。3行目の「不上」は勤務しなかったことを意味するので、その人数は11行目以下の上日数から算出したものである。すなわち六月の全上日数三〇日から、上日数を引いたものの総計である(「領」の場合、坂本の「不上」の日数五日と塩屋の「不上」日数一日の和は六日分であるので、延べ人数は六人(「六人料」となる。「十九人料」についても同様に瓦工の「不上」日数の和を意味する)。4行目の「卅人料」は、「造瓦所」ではなく「惠美菌」に上日したために造瓦所から支給されずに「折留」されたのであろう。「折留」の意味は「保留する」とか「留めおく」の意と思われ、瓦工たちには支給されなかった給与分と考えられる。6行目の「塩」・8行目の「海藻」の「便所請」(7・9行

目)分も3行目・4行目の内訳延べ人数の「折留」分と一致する。これら支給されなかった「折留」分は、翌月の給与分に転用することとして、改めて申請しているであろう(「便所請」)。

5行目の「四斛二斗八升四合」は、現在造瓦所にて「折留」している前月の不支給分の大糧に対して、新たに「今所請」として申請する領及び瓦工への給与分全額である。ちなみに「四斛二斗八升四合」と7行目の塩の「今所請」である「四升七合」を手がかりに計算すると、領の延べ人数は五二人、瓦工は一八三人となる。これは領及び瓦工の七月分の延べ人数五八人(二人で二九日分)と二三三人(八人で二九日分)より、「折留」分の六人と四九人(一九人と三〇人の和)をそれぞれ引いた数に等しい。

以上より、造瓦所の大糧請求は次の通りになろう。造瓦所では基本的に前月の上日数から、「不上」数を算出して、領や瓦工に支給しなかった分を「折留」して翌月に「便所請」として転用する。そして翌月の全上日分より、前月の「便所請」分を引いた分を新たに翌月分として請求している。その結果、翌月の全上日分を確保するような形になっているのである。こうした翌月分への転用例はこの他にも見える。

造寺所解 申請當菌料仕丁月糧事

合壹拾参人

立丁玖人 応請料糧伍斛式斗式升転請先月料六斗八升人糧文、逃走仕丁一人料者、見請四斛六斗二升

塩伍升式合式夕見請六合、見請四升六合二夕

廨丁肆人料布肆段⁽¹⁷⁾

この文書は年紀部分を欠くため、いつのものか不詳である。ただし「応請料糧伍斛式斗式升」としているので、立丁九人の二九日分(小の月分)の大糧

であることがわかる。ここで注目すべきは、割書の「転請先月料六斗八升人糧文、逃走仕丁一人料者、見請四斛六斗二升」である。これによれば「逃走仕丁」のために、「先月六料斗」とある大の月分の大糧を今月分に充当し、差し引き「四斛六斗二升」を請求するにとどめるというものである。同様に塩に関しても、立丁日別支給分は二夕であるので、この転用分は大の月分であり、先の米の転用分と一致する。このように剰余分の翌月への転用は造瓦所のみではなく造寺所等其他の官司でも行われており、給与剰余分の処理方法のひとつとして位置づけられよう。

一方、B造東大寺司食堂所解(大日古四一三七一)の場合は、

食堂所解 申可請七月糧點加仕丁事

卅八人立丁廿六人、麻十二人

逃走一人立丁、坊守一人麻

定卅六人立丁廿五人、麻十一人

請米廿石八斗八升人別五十八升

熟料折十二石五斗二升八合人別三斗四升八合

生料八石三斗五升二合人別二斗三升二合

右、可請来月糧點加仕丁如件、以解、

天平宝字三年六月廿八日土師家守

主典美努連 奥 万 呂

とある。この文書には上日数が見えず、三八人中「逃走一人」と「坊守一人」を除く三六人分の米を請求している。⁽¹⁸⁾天平宝字三年(七五)七月は小の月であるので、「人別五斗八升」は二升を二九日分ということになり、一ヶ月分全部の請求であることがわかる。ちなみに「熟料」は調理した米、すな

わち共同炊事分の日別一升二合、生料は実際に支給される「半食残」「半食加米」と呼ばれる日別八合である。⁽¹⁹⁾ またここでは廩丁にも米が支給されているが、この点は天平一七の大糧申請文書と異なっている。

AとBでは最終的な請求量は翌月全上日分という点では同じであるが、その内訳は異なっている。すなわちAの場合は、前月の剰余分を「折留」して翌月分に充て、足りない分を新たに請求しているのに対し、Bは全額を請求しているのである。大糧の支給システムの関係上、食堂所においても当然剰余分が生じるはずであるが、これらはどのように処理されたのであろうか。

天平年間(七三〇―七三九)に写経所に支給された「月料米」の場合、残数を記録して「返上了」や「返上米」といった書き込みがあり(大日古七―二三〇、二八〇等)、返上した事例が見られる。これらから類推すると、剰余分を翌月分に転用しない場合は、支給元に返納されたと考えらるべきであろう。

さて、これまで紹介したA Bの大糧申請文書は、C天平宝字三年(七五九)

六月三〇日の日付を持つ造東大寺司鑄所解(大日古四―三七三)、D同年同月二八日の日付を持つ造東大寺司工所解(大日古四―三六八)、E同年同月二九日の日付を持つ金堂所解(大日古一四―二八三)といった同年七月の糧を請求する文書とあわせて、次のように接続するという。すなわち右から順にE↓A↓C↓B↓Dとなっており、⁽²⁰⁾ 写経所における一連の天平宝字三年七月分大糧申請文書と見られる。

このうちAのみ、前月の不支給分を「折留」して、「便所請」している部分と、足りない分を「今所請」している部分の内訳が詳細に記載されているが、BCDEについては、「見」「見定」数として翌月請求すべき人数・数量の総数が記載されている。さらに詳しく見ていくと、このなかでDが一番詳

しいが、基本的にはBCDともに「熟料」(共同炊事分)、「生料」の書き分けがされているに過ぎず、少なくとも前月の勤務実績等についての記載はない。⁽²¹⁾

BCDに共通しているのは、「熟料」が一日あたり一升二合で、「生料」が八合であることである。これに対してEはBCDと体的には似ているものの、「請米」の量が異なっている。Eでは請求する米の総量を「玖斛玖斗玖升陸合」として、「人別二斗三升八合」とする。後者は前者を請求人数四二人で割ったものであり、一人あたりの一ヶ月の米の総量である。これを換算すると日別一升四合で一七日間か、日別一升七合で一四日間の総量となる。

ここで試算したどちらのパターンであったかは、にわかには決めたいが、少なくともABC Dのような日別二升を二九日分という形ではないことは確かである。ちなみに弥永貞三氏の給糧の分類には日別一升四合も一升七合も見えない。⁽²²⁾

これら接続する天平宝字三年の写経所文書と先の天平一七の大糧申請文書は、いずれも大糧を請求する一連の文書群ということでは、同種のものとなすことができよう。⁽²³⁾ ただしこれらを比較してみると以下のような相違点が見られる。ひとつは廩丁に対する米の支給の有無であり、いまひとつは天平一七の大糧申請文書の体裁・内容はほぼ統一されているのに対し、天平宝字三年のものは内容的にも翌月の全上日分を請求する際に、官司によっては前月支給されなかった給与の剰余分を翌月の大糧に転用される場合が見られる点である。こうした廩丁の待遇の差や写経所の文書に見える官司毎の剰余物の処理方法の差異、また書式の不統一は、造東大寺司の下部機関という官司の性格やその官司の規模の大小による可能性も考えられるが、詳細について

は今後の課題としたい。

これまで八世紀における給与の剰余分について検討してきたが、不仕料が史料上に初出するのは、九世紀半ばに入ってからである。⁽²⁴⁾

応置_二対馬島講師_一事

右得_二大宰府解_一備、島司解備、檢_二案内_一大宰府去天平勝宝七年十二月廿日符備、依_二民部省去十月十六日符_一、停_二止大隅、薩摩、対馬、壹岐、多邨等国島講師_一、自_レ尔以降経_二百余歳_一、徒有_二島分寺_一、曾無_レ修_二善根_一、空聞_二六時之鍾声_一、希_レ見_二一乘之説法_一、方今大隅、薩摩、壹岐等国島、依_レ旧各置_二講師_一始_レ勤_二薰修_一、望_二請_一、此島同亦置_二講師_一令_レ修_二御願_一、其供養料以_二闕官料不仕防人粮内_一、因_二准品官_一毎月充_二糶二斛五斗_一、但法服布施料、准_二壹岐島_一以_二陸地物_一被_二施充_一者、府依_二解状_一謹請_二官裁_一者、右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請、但依_二承和十一年四月十日格_一、以_二彼府管内之僧_一選補、

齊衡二年十一月九日⁽²⁵⁾

この官符は齊衡二年(八五五)対馬島に講師を再置するにあたり、その供養料(給与)に「闕官料不仕防人粮」を充てるといふものである。講師は、もと国師と称され、読使とともに毎国一人ずつ置かれ、国司とともに部内の僧尼を管掌し、また経論を講説する職官であり、延暦二年(七六三)に定員が定められ、同一四年(七五五)に講師と改称された。⁽²⁷⁾しかし天平勝宝年間(七五九-七七七)に大隅・薩摩・対馬・壹岐・多邨等国島講師が廃止されており、その後、承和十一年(八四四)に大隅・薩摩・壹岐等の国島には講師が再置され、この官符により対馬島に講師を置くことが定められた。⁽²⁸⁾

ここで諸国に置かれた講師と対馬島講師の供養料を比べてみたい。諸国講

師の供養料は主税式上51条では「日米二升四合、二升飯料塩六勺、醬、酢各六勺、未醬一合、海藻三両、大凝菜、芥子各一両」(弘仁式逸文も同量)となっており、その財源も同条では「其料用_二国分寺物_一」(この部分は弘仁式逸文にないが、天長二年(八三三)五月三日官符に「供養者用_二国分寺供料_一、若不_レ足者充_二部内寺物_一」とある⁽²⁹⁾)とあるが、齊衡二年官符に見える対馬島講師の供養料は毎月「糶二斛五斗_一」であり、財源についても「闕官料不仕防人粮内」から充てるとあるなど、支給品目や財源が大きく異なっていることがわかる。

ところで「闕官料不仕防人粮」のうち、「闕官料」とは何の官の「闕官料」であろうか。主税式上18条に、

凡筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後等国、毎年穀二千石漕_二送_一対馬島、以充_二島司及防人等粮_一、其部領粮、船賃、挾抄、水手功粮、並用_二

正税_一、

とあり、「島司及防人等粮」と見えることから、「闕官料」は対馬島の島司の給与を指すことがわかる。またこの条文から明らかのように、筑前国以下六ヶ国から穀二〇〇〇石を対馬島に送り、島司や防人の粮に充てることとなっており、対馬島の官人給与の財源の特殊性がうかがえる。これは対馬島の田地が乏しいためであるが、既に神龜年中(七四一-七五九)に「対馬送_レ粮船楯師_一」⁽³⁰⁾と見えており、主税式上18条については弘仁主税式の逸文が存していることから、かなり早い段階から運粮の規定が存していたことがわかる。こうした運粮は、まず六ヶ国の粮糶を壹岐島に送り、そこから対馬島へ転送するルートがとられたが、大同年間(八〇六-八二〇)に停廢され、貞観一八年(八七六)には在原行平の起請に基づき、壹岐島の水田一〇〇町の稷稻を対馬島の年粮に

充てることとした後、元慶三年（六七九）に大宰府言により従来の方法に戻された。⁽³²⁾

対馬島の場合、独自の財源を持たなかったために、大宰府管内六ヶ国から送られた穀二〇〇〇石により、島司等の給与全部を賄わなければならず、それ故に講師を再置するにあたり、島司や防人の給与の剰余分を充てざるを得なかったのである。したがってこのような関官料や不仕料のあり方が、一般化していたとは考えられず、きわめて特殊な例と位置づけられる。⁽³³⁾しかし先に考察した八世紀における大糧の剰余分の処理方法と異なるのは、翌月分の同種の給与への転用ではなく、同じ給与でも他の職官の給与に転用している点である。こうした転用のパターンは、『延喜式』における「采女等夏頓給料」（采女式8条（No.10））、「使部二人衣食」（勘解由式25条（No.16））に近い形と見なすことができよう。

以上、八世紀から九世紀における給与支給によって生じると考えられる剰余分について検討してきた。それによれば八世紀の大糧の場合、翌月全上日分を請求していたことが明らかになった。ただし病欠の場合とそうでない場合とは、支給される糧米の量が異なることから、一定の上日分を満たした仕丁に対して、一ヶ月分の大糧が全額支給されたとは考えづらく、上日に応じて支給されたと見られる。⁽³⁴⁾そしてそこで生じた剰余分については、原則的には翌月分の同じ給与（大糧）に充当するか、もしくは返納する形がとられたと推測されるのである。また九世紀の対馬島の講師供養料の場合も、島司や防人の給与の剰余分を供養料に充てる形がとられたと考えられるが、他の職官の給与に充当するといった点では、『延喜式』における不仕料に近い転用の方法がとられるようになったと思われる。

三、不仕料と諸司田

本節では、『延喜式』において、大学寮を除き、不仕料が見える官司が寛平年間（八九一―八九九）までに諸司田を設置されている官司と一致することに注目し（別表）、要劇番上糧及びその財源となる諸司田の経営を手がかりとして不仕料について考察していくこととしたい。

要劇料は、養老三三年（七七九）に劇官を選んで銭を支給したのが起源とされており、在京の職事官に対し、官位の高下により月別に銭を支給した給与である。またこれに対応するように劇官の番上官に米を支給したものが番上糧と考えられているが、大同年間（八六一―八三〇）の給与改革により、要劇番上糧及び月料が重複しない形で各官司において、あまねく支給されるようになり、それが『延喜式』の規定に受け継がれた。⁽³⁵⁾

まず要劇番上糧の請求について。前節で大糧は翌月の全上日分を請求していたことを明らかにしてきたが、要劇番上糧の場合はそのような形で請求していたのであろうか。大舍人式29条（No.2）に、

凡不仕舍人衣服并食料、充寮中雑用、

とあり、不仕舍人の「衣服」と「食料」を「寮中雑用」に充てるとあるが、

この条文の「衣服」は時服、⁽³⁶⁾「食料」は番上糧と見られる。ここで「食料」

を番上糧とした理由は、大舍人式11条に、

凡毎月一日、官人前月上日并番上糧文、⁽³⁷⁾上番門籍文申省、

凡毎月一日、官人前月上日并番上糧文、⁽³⁸⁾上番門籍文申省、

少将姓名等門候止申、⁽³⁹⁾並奏、

とあり、「番上糧文」の提出を規定しているが、大舎人寮において分番して番上糧を支給されるのは、舎人と考えられるからである。また当条の割注に「大月料白米廿四斛、但小月減八斗」とあるが、大の月は三〇日、小の月は二九日であり、番上糧は日別白米一升（『類聚三代格』卷六、大同四年四月一日官符）であるから、大の月の白米二四斛、小月の白米二三斛二斗は、ちようと延べ八〇人分の番上糧となる。大舎人寮は令制では、左右に分かれており、所属する舎人は八〇〇人であったが、この人数は増減があり、大同三年（八〇〇）に左寮を右寮に併合し、最終的に弘仁一〇年（八二九）に舎人は四〇〇人に半減し、「延喜式」に至った。³⁷ここで大舎人がどういう形で分番したかよくわからないが、番上糧の支給定員八〇人を基準にして、四〇〇人が五番に分かれたと想定すれば、延べ人数の支給分としては割り切れる。

番上糧の請求は、先の大舎人式11条に「官人前月上日并番上糧文」とあり、要劇料と同様に勤務した翌月の請求であることから、大舎人寮は、番上糧を毎月（大の月と小の月の区別はあるが）一定量（延べ八〇人分）請求し、たとえ欠勤等の不仕が生じた場合でも、大舎人寮は前月分全額を受け取るようになる。その結果、大舎人式29条に見えるような、「食料」（番上糧）の不仕料が発生するのである。このように番上糧の請求が行われるのならば、番上糧と一括して取り扱われる要劇料の場合も、一ヶ月全上日分を請求する形であったと考えられる。また明確な規定は存していないが、おそらく月料の場合も同様に一ヶ月全上日分の請求であったと考えられよう。

次に不仕料の成立に関係が深いと考えられる要劇番上糧の財源の変化について見ていくこととする。元来、要劇番上糧の財源は大炊寮に収納された白米（精製された米）であり、大同四年閏二月四日官符³⁹により、観察使（参

議）を除く四位以下初位以上の職事官に日別米二升が支給されるようになり、また番上糧は同年四月一日の官符⁴⁰により、日別米一升が支給されることとなった。しかし給与財源の不足から元慶三年（七九二）に藤原冬緒の提言により、いわゆる元慶官田が設置された。⁴¹その後、元慶五年一月二五日官符⁴²により、諸司に官田を割いて、要劇番上糧に充てることとなった。

経営については、当初は元慶官田と同様であったが、元慶七年に「大和国司言、官田七百卅二町卅三步、請停營佃、沽進見直、至是聽之」⁴³とあるように、大和国では直営から地子制に変化している。また左右京職の諸司田は右の元慶五年一月二五日官符では河内国に「左京職廿六町八段三百廿四步、右京職廿六町八段三百廿四步」とあり、左右京式55条（No.13）に「要劇田地子」とあるので、「延喜式」段階では河内国でも諸司田が地子経営にようになっていたことがわかる。こうした例より諸司田の経営方式は元慶七年の大和国の例を嚆矢として、徐々に地子による経営に変化したのであろう。

諸司田から要劇番上糧を支給するに際しては、太政官式119条に「給田者、下符勘解由使」とあり、勘解由使が関与していたことがわかるが、これに関連して以下のような官符が見られる。

太政官符

應給田諸司要劇下符勘解由使事

右檢案内、給要劇者、当司各注前月上日、後月四日進官、下符宮内省、若諸司有致雜怠、隨即抑止、待其弁申、然後許之、而元慶年中自從割官田給要劇諸司未必解文進官之、以不給米無復留意、是以懈怠官人無由勘責、不具僚徒得俸米、因寬平元年十二月廿五日可載年終帳狀下知既訖、若無出給之符、何知用之

遣^二、雖^三行米賜田名号各異^一、而計^レ日請^レ俸、彼此一同、仍須^下符勘
解由使^一勘^レ会年終帳^上、其有^二用遣^一者便充^二閏月權官等料^一、不^レ許^二輒充^一
他用^一、若有^二勘出^一者、官人遷替之日拘^レ其解由^一、遣唐大使中納言從三
位兼行民部卿左大弁春宮權大夫侍從菅原朝臣宣、奉^レ勅、依^レ件行^レ之、
寛平八年九月五日⁽⁴⁴⁾
(傍線部は前田家本により改めた)

この官符の内容を整理してみると以下のようになる。①まず元慶年中(八七
〜八七)の諸司田の設置により、「諸司未^ニ必解文進^一官之」となり、「不^レ上具
僚徒得^二俸米^一」という事態が生じてきた。このことは諸司で経営している諸
司田から要劇料を支給するので、これまでのように太政官に必要量を申請し、
宮内省(大炊寮)から料物を受け取る必要がなくなったことを意味し、その
結果、要劇料申請の手続きが杜撰になり、不正に料物を受け取る者が出てき
たことを指摘していると考えられる。②そのため寛平元年(八八)十二月
二五日官符に「諸司所^レ給要劇并番上田等既有^二其色目^一、宜^レ始^レ從^二今年^一令^レ
載^二年終帳^一」⁽⁴⁵⁾と定められ、各官司の年終帳に諸司田について記載することと
なり、これをうけて勘解由使に符を下して年終帳を勘会することとした。年
終帳とは雑令37公廩条に「費用見在帳」とあるのがこれにあたり、各官司の
保有しうる料物等の収支・出納を記した帳簿である。本来は太政官に提出す
べきものであるが、九世紀の半ばに制度の変化があり、⁽⁴⁶⁾勘解由使がその勘会
にあたるようになった。つまり年終帳によって諸司田が監理されることによ
り、諸司の種々の料物の収支・出納と同様に要劇料も扱われるようになった
のである。③また勘会に際して、「有^二用遣^一者便充^二閏月權官等料^一、不^レ許^二
輒充^一他用^一」として、もし要劇料が余った場合には、「閏月權官等料」に充
てることとし、それ以外の用途に使用することを禁じている。「閏月權官等

料」が具体的に意味するところは判然としないが、「閏月分の給与や権官に
対する給与」といった臨時的な給与支出を意味するのであろうか。いずれに
しても要劇料の「有^二用遣^一者」は給与以外に転用できないとしてよいと思わ
れる。こうした年終帳による要劇料監理は、さらに寛平八年十一月一三日官
符により、番上粮にも拡大された。⁽⁴⁷⁾

まず寛平八年九月五日官符で問題にしたい点は、①②からも明らかにな
に、諸司田の設置により、それまでの要劇料の支給のあり方に変化が見られ
たことである。すなわち要劇料の財源の監理が諸司に移ることにより、従来
の大炊寮からの支給に比べて支給手続き等がルーズになることが当然予想さ
れ、それ故に年終帳へ諸司田のことを記載することによって、勘解由使が監
理するという規定が生まれたのであろう。さらに③において要劇料の剰余分
の処置についての規定が見られるが、寛平八年段階では未だ給与以外への転
用を認めていないことがわかる。この官符の意義について、西別府元日氏は
勘解由使が年終帳を勘会することにより諸司田に対する統制が強化されたと
している。⁽⁴⁸⁾確かにこの寛平八年官符は諸司田の監理強化を打ち出しているが、
一方でこの時期、諸司田における關官料が史料にあらわれてきている点は看
過できない。

寛平九年二月一七日の「応^下以^二官田^一充^二諸司要劇并番上料^一事」の事書を
持つ官符に、

河内国二町八段七百七十六歩
摂津国十九町四段百廿九歩
右元木工寮關官料、而依^二彼寮寛平七年十一月五日解状^一返納、今使^レ
充^二同寮長上要劇料^一

と諸司田の闕官料が見えている。⁽⁴⁹⁾これによれば「河内国二町八段七百七十六歩、摂津国十九町四段百廿九歩」が、それまで木工寮の闕官料として充てられていたが、寛平七年一月五日解状により返納され、「同寮長上要劇料」となり、同じく木工寮の別の費目の要劇料に改めて充てられた。この史料から闕官料の用途等、詳しいことはわからないが、寛平年間(八九一―八九六)において既に「延喜式」と同様な諸司田の闕官料が存在していたことが確認ができる点は注目したい。ただしこの史料に解状により返納とあることから、闕官料は永続的なものではなく、原則的には返納すべき性格であったらしいことはうかがえよう(木工寮の闕官料は「延喜式」に見えない)。

さらに延喜二二年(九三三)になると、以下のような宣旨が見られる。

図書寮解 申請 官裁事

請_レ以_レ寮中不仕料充_レ用度打_レ太政官長案料紙三百張之状

白米一斗五升 酒五升 塩一合五夕

和布一連半 魚三升

右被_レ太政官今年十月廿六日符_レ備、右大臣宣、書_レ太政官長案料、宜_レ便留_レ年料内、毎年令_レ打進_レ之者、其数雖_レ不_レ幾、何無_レ用度物、望_レ請_レ官裁、以_レ件不仕料、准_レ左右弁官例、充用打進、謹請_レ官裁、謹解、

延喜十八年十二月四日

正六位上行大属県犬養宿祢秋人

従五位下守頭兼丹波権介島田朝臣仲方

正六位上行大允紀朝臣

正六位上行助宗岳朝臣

従六位上行少允藤原朝臣

左大弁源朝臣悦伝宣、大納言藤原朝臣清貫宣、打_レ太政官長案紙料、白米壹斗伍升、酒伍升、塩壹合伍夕、和布壹連半、魚叁升、以_レ寮中不仕料、宜_レ充用_レ之者、

延喜廿二年三月廿日

左大史坂上高臣奉⁽⁵⁰⁾

これによれば図書寮では「太政官長案料紙三百張」を打進する経費は計上されていなかったが、延喜一八年一〇月二六日官符により「書_レ太政官長案料」は、便宜的に年料内で賄うこととなった。ところが同年一二月四日の図書寮解により、「其数雖_レ不_レ幾、何無_レ用度物」ということから、左右弁官の例に准じて、不仕料をこれに充てることが要求され、三年以上を経た延喜二二年三月二二日宣旨で認められるようになったというものである。そしてこの宣旨により、図書式28条(No.3)の、

凡太政官長案料紙、留_レ年料内三百張、毎年打進、其料物者用_レ寮家不仕料、
が成立したと見られる。

ここで問題になっている長案とは、官符・宣旨等を書写・成巻して作成した案記であり、⁽⁵²⁾太政官の外記・左右弁官局の文殿に保管されたもので、先例の調査等に利用されたが、図書式28条(No.3)の「太政官長案」は、延喜一八年図書寮解に「准_レ左右弁官例」とあるので、外記のものを指すと思われる。

長案の初見は、天長八年(八三三)五月二日太政官に史生一〇人のうち、「見直」の者がわずかに四人しかおらず、「欠書并長案一切不堪_レ写填」として処分を請うた文書であるが、⁽⁵³⁾岩橋小弥太氏によれば、弘仁年間(八〇一―八〇四)には大宝以来の長案に類するものがあつたのではないかとしている。⁽⁵⁴⁾ただし延喜年間(九一三―九三三)には長案の書写の懈怠が見られるようになり、その書写が求められるようになってくる。延喜一五年には、

可_レ早令_レ書写_レ年々長案事

右被_レ右大臣宣_レ備、外記公文、長案為_レ鑿、而及_レ数十年、不_レ勤_レ繕写、仍去昌泰二年九月廿五日可_レ早令_レ書写之宣旨嚴重也、而不_レ慎_レ其旨、重致_レ解緩、須_レ拔_レ闕怠之輩、科_レ稽留之罪、然而暫抑_レ往過、先遂_レ本役、宜_レ使_レ見任史生等輪転書写、但料紙者仰_レ函書寮、以_レ年料之内令_レ打進、毎年三千張、三箇年之内書了、若猶不_レ悛_レ先怠、重闕_レ職掌、殊処_レ重科_レ者、

延喜十五年十二月十七日 大外記大藏真明奉⁽⁵⁵⁾

のように、外記公文を三年間のうちに書写せしめる宣旨が出されたが、そのための料紙三〇〇張は函書寮より打進されることとなった。先の延喜一八年函書寮解では一年間で三〇〇張を打進することとなっていたので、ここでいう三〇〇張は一〇年分に相当し、さらにそれが三年分ということなので都合三〇年分ということになる。おそらくこのように多量の長案料紙を函書寮の年料で打進することが前例となり、延喜一八年一〇月二六日官符では太政官長案紙の打進料も、函書寮の年料によることとしたのであろう。しかし延喜一八年函書寮解では「打_レ太政官長案紙_二料_一」を不仕料扱いすることを要求している。これはこの時点で延喜一五年からの外記公文の書写期間（三年）が終わり、函書寮より多量の料紙を打進する必要がなくなり、一年分の長案紙打進料（三〇〇張）のみとなったと函書寮が判断したためかもしれない。この外記公文の書写作業は、延喜一八年に弁官局の文殿の長案の欠失分を補写するために外記長案の借用を申請する解が出されていることから⁽⁵⁶⁾、ある程度進んでいたことは推測されるものの、先の函書寮解による要求が認められるのが延喜二年であるので、延喜一八年段階では完了していなかった可能性が高いと思われる。

延喜一八年函書寮解に見える「白米一斗五升、酒五升、塩一合五夕、和布一連半、魚三升」は、どの給与を財源とする不仕料が充てられたのであろうか。要劇料は白米日別二升、番上糧は白米日別一升、また大糧の場合も米・塩が原則支給であり、酒・塩・和布・魚はどの給与にもあてはまらない。しかしこれについては、函書式29条に見える弁官長案紙の打進料支給の規定が参考になる。それによれば、

凡弁官長案料紙、便留_レ月料内二百張、毎月打進、左右各一百張、其堺法者、縦用_レ鹿界、横上四下一、但其食料白米一斛三斗、⁽⁵⁷⁾大炊酒三斗九升、⁽⁵⁸⁾造酒海藻十三斤、雜魚二斗六升、塩一升三合、⁽⁵⁹⁾大膳毎年十二月請_レ受来年料、

とある。延喜一八年函書寮解の段階では「准_レ左右弁官例」とあり、弁官長案紙の打進料は不仕料で賄うこととなっていたが、この条文では弁官長案紙の打進は函書寮の「月料内」で左右一〇〇張ずつ、一年間で二四〇〇張に留めるとしている。そしてその食料一年分として、白米・酒・海藻・雜魚・塩等が大炊寮・造酒司・大膳職より支給されることとなっている。ここに見られる品目は延喜一八年函書寮解のそれとほぼ一致し、支給量も換算してみると、ほぼ同量に近い量となる。したがって延喜一八年函書寮解に見える支給品目は、要劇番上糧等の不支給分そのものではないことがわかる。函書寮は元慶五年に諸司田が支給されており（別表）、そこから要劇番上糧が支弁されていたので、諸司田からの地子を交易したものがこれらに充てられたと考えられる。

ちなみに延喜一八年函書寮解に見える料物のうち白米一斗五升を要劇料に換算してみると、要劇料の支給量は日別白米二升であるので、七日半分にあ

たる。酒・和布・魚については要劇料では支給されない物品なので換算できないが、これらをあわせてかなり多く見積もったとしても、官人一人の要劇料一ヶ月分には満たないと考えられる。これに対し図書式29条に見える「弁官長案料」は、太政官長案紙の打進料の七・八・八・六倍となり、量が多いことから、不仕料で支弁することが難しくなったために、図書寮の「月料」に充てることに変更されたのであろう。またこうした点からも不仕料の財政規模の小ささをうかがうことができよう。

以上、『延喜式』に見える規定から不仕料について検討してきた。それによれば元慶五年（八六二）から諸司田の設置により、要劇番上糧の財源が大炊寮から諸司田に変化したのに伴い、要劇番上糧の支給手続き等もルーズになり、寛平八年（八九六）については勘解由使が年終帳を監理するかたちで、諸司田からの要劇料の出給を統制しようとした。実際にこの時には、給与の不支給分は給与に転用すること以外許されていなかった。しかしその後、年終帳による監理は続いたかもしれないが、用途に関しては、図書寮の場合、延喜一八年（九二六）以前の段階で給与以外の長案紙の打進料への転用が認められるようになっていた。おそらく『延喜式』に見える他の不仕料も、寛平八年以降、延喜末年頃までにはそれぞれの用途が認められるようになったのであろう。

このように諸司田と不仕料の関係について考察してきたが、ここで例外にあたる大学寮のケースについて検討して、他の給与における不仕料の成立について考えてみたい。諸司田の設置に伴い、次々と月料が廃止され、要劇番上糧に切り替えられ、『延喜式』段階で大炊寮から月料が支給されることとなっていたのは、大学寮官人・中務史生・同省掌・監物史生・民部史生・官

内史生・春官坊史生・同舍人・左右近衛府生・同番長・近衛・左右兵衛府生・同番長・兵衛・左右衛門府生・門部等であった（大炊式35条）。このうち中務省・宮内省・民部省は不仕料が見えず、近衛府・兵衛府・衛門府は不仕料が見えるものの、諸司田が設置されているので除外すると、諸司田が設置されていないにもかかわらず不仕料が見えるのは、大学寮のみということになる（大学式52条（No.5））。この点に関しては、月料が要劇番上糧とは「質的な差異はほとんどない」給与⁽⁵⁷⁾であったことから、要劇番上糧の不仕料の設定にともない、月料の場合も認められるようになったのではあるまいか⁽⁵⁸⁾。このように月料の不仕料は、要劇番上糧のそれに伴う形で認められるようになったと考えてきたが、これは他の給与の不仕料も同様であったのではなからうか。まず大糧に関しては、八世紀以来、一ヶ月全上日分を申請している⁽⁵⁹⁾ので、要劇番上糧や月料で不仕料が認められれば、当然それにならう可能性が考えられる。一方、時服に関しても、定員が決まっている給与であるので、実際人数に関係なく、定員分の申請がなされ、それに伴い給与の不支給分が生じることがあり、不仕料が認められるようになったのであろう。

その他の不仕料としては、左右馬寮の公廩田があげられる。左右馬寮にて（No.20）に公廩田として大和国七町、山城国三町、計一〇町（左右馬寮にて五町ずつ）が充てられていたが、これらに対して「官人公廩、若有不仕輩⁽⁶⁰⁾者、充寮中雑用」とあり、左右馬寮の官人で不仕により公廩に剰余分が生じた場合は、「寮中雑用」に充てるということになっており、諸司田による要劇番上糧の場合と同様であったと考えられる。

むすび

これまで三節にわたり不仕料について考察してきた。それによれば不仕料は、文字通り官人の不仕により支給されなかった給与分であるが、本来、給与の剰余分であるので、財源的には大きいものではなく、主として庶務的な官司の運営費に充てられたものであった。

そこで不仕料の発生する給与の支給手続きを調べてみると、以下のようにであった。要劇番上糧は、前月分を翌月請求する形がとられる、いわば後払いの給与であるので、勤務実態に基づいて請求が行われるとしたら、不仕料は生じないはずである。しかし要劇料と同種の給与である番上糧が、前月の全上日分を請求することとなっていたことから、おそらく要劇料もこれと同じで、前月の全上日分が請求されていたと考えられる。月料は要劇番上糧とは支給パターンは異なるものの、要劇番上糧と「質的な差異はほとんどない」給与であるので、要劇番上糧同様に全上日分の請求がなされたであろう。時服に関して、官司毎に定員が決まっているが、勤務実態にかかわらず定員の請求をしていたのであろう。一方、大糧は早く天平一七年大糧申請文書の段階で官司毎に翌月の全上日分を請求していた。ここで注意しなければならぬのは、これらの文書において民部省官人が前月と比較してチェックしているのが、その月にその官司に所属している仕丁の員数及び前後月の仕丁の増減である点であり、実際の上日数のチェックは行われていないという点とである。したがって病欠や不仕により、当然支給されない給与の剰余分が生じていたはずであり、こうした支給システムは「延喜式」段階まで大きな

変化もなく続いてきたと考えられる。

このように要劇番上糧・月料・時服・大糧は、いずれも勤務実態とは関係なく、官司毎に全上日分を請求することが原則であった。このことは各官司への給与支出の定額化を意味し、律令財政全体においては計画的な給与支出の算出が可能となることから、これらの給与について予算の作成が行われていたことをうかがわせるのである。ただし国家側としては給与予算の上限を把握しているに過ぎず、現状人員分の請求か否かに関心があり、その結果、先払いであろうとも、後払いであろうとも請求された全上日分が各官司に支給されたのである。その後、各官司毎に会計処理が行われ、そこから官人たちへの勤務状況に即した給与の支給が行われた。これにより官司に官人の不仕の分の給与不支給分が残ることになるが、これらは八世紀以来、原則的には、返納するか、或いは改めて申請して翌月に転用することとなっていたと考えられる。おそらくこうした給与の支給システムのような会計処理方式は、物品等の請求の場合も同様であった可能性が考えられるが、この点に関しては今後の課題としたい。

その後、斉衡二年（八五〇）に例外的に対馬島司の闕官料や防人糧の不仕料を講師の供養料へ転用する例が見られるが、給与の不支給分が不仕料という費目として認められ、官司の運営費に充てられるようになるのは、諸司田の設置による官司の財政の独立化によるものであったと考えられるのである。⁽⁶¹⁾

以上、限られた史料で不仕料を中心に給与支給システムについて論じてきた。そのため多くの推測を重ね、誤謬や矛盾などもあると思われるが、大方の御批判、御叱正を賜れば幸甚である。

註

- (1) 「律令財政機構研究の展望」(『古代史研究の課題と方法』国書刊行会、一九八九年)
- (2) 本稿にて引用する「延喜式」の条文番号は、「訳注日本史料延喜式」上(集英社、二〇〇〇年)による。また「延喜式」所載の不仕料・闕官料関係条文を引用する際には、別表のNoを「No.1」の如く付記することとする。
- (3) 「延喜式」においては不仕料とともに「闕官料」が散見する。「不仕」と「闕官」の意味するところは、もとより異なっているが、「延喜式」では不仕料・闕官料とも並列して表記されることが多く、用途に關してもほぼ同様と見なすことができるので、本稿では、不仕料に闕官料を含めて考えていくこととし、事例等に差が見られる場合のみ特記することとした。
- (4) 「延喜式」では以下のような事例が見られる。内膳式56条(Na.9)の「膳部仕丁仕女等不仕之物」、主水式31条(Na.11)の「水部仕丁等不仕之物」、勘解由式25条(Na.16)の「直丁不仕物」は「仕丁」「直丁」とあるので、これらは大糧である。内匠式45条(Na.4)「糧米并間食不仕料」に「間食」という語が見えるが、これは通常の食事の間に支給される食事である。通常の食料と共に支給されているので、おそらく民部省を財源とするものであったと考えられ、ここに見られる「糧米」も大糧のことかと思われる。正親式14条(Na.8)、彈正式161条(Na.12)、左右京式55条(Na.13)、東西市式11条(Na.15)は「要劇」の語が見えるので、要劇番上糧であることが明らかである。大学式52条(Na.5)の「闕官不仕料」は同条文中に月料と見え、采女式8条(Na.10)の「采女不仕禄物」は同式6条に月料と見える(別表にあるように、采女司には諸司田が元慶五年段階から設置されているが、「延喜式」では采女には月料の支給規定が存している)。一方、大舍人式29条(Na.2)に「衣服」が見えているが、例えば卑人の場合、時服が支給されているので、卑人式20条(Na.6)の「卑人等不仕料」に時服の不仕料が含まれている可能性がある。また給与が特定できるものとしては、左右京式56条(Na.14)の「兵士并坊長等不仕料物」もあげられる。
- (5) これに關しては、左右京式33条に坊長三五人・兵士四〇人が見え、その功食は徭錢を充てることとして、「其食人日米一升二合、塩一勺、俵功錢並依俵當時法行之」とあるので、ここに見える米・塩の不支給分が不仕料にあたると思われる。ただし左右京式33条には、書生三四人・守正倉六人・守客館二人・守朱雀樹四人・掃清丁三十六人・市司執輪二人も見えているが、これらの不仕料については左右京式56条(Na.14)に見えず、未詳である。この他、具体的に給与名が特定できないものも、結果的には要劇番上糧、月料、時服、大糧のいずれかとしてよいだろう。
- (6) 早川庄八氏は要劇料について「上日数の多少を給付の条件」(『律令財政の構造とその変質』(『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇年、初出一九六五年))としており、一定の上日条件をクリアした者が要劇料の支給に預かるような解釈をされているが、大同四年(八三二)閏二月四日官符(『類聚三代格』卷六)には「宜細勘上日依実申送」とあるので、具体的な上日条件が見えず、また支給量も「日給二升」というように日割りで記載されていることから、大糧と同様に勤務した日数に応じて支給されたと考えるべきではなかろうか。
- (7) 阿部猛「律令国家解体過程の研究」(新生社、一九六六年)が闕官料について若干論及している程度である(四二五頁)。
- (8) 『続日本紀』に「不仕」の事例は見えない。
- (9) 弥永貞三「仕丁の研究」(『日本古代社会経済史研究』岩波書店、一九八〇年、初出一九五一年)。
- (10) 弘仁一〇年(八二〇)十一月辛卯条(『類聚国史』卷一〇七、職官一二)。時代がくだつて延喜二年(八三二)四月一三日宣旨(『別聚符宣抄』)にも、病欠とそれ以外の欠勤での扱いが異なることを示唆している。
- (11) 采女式7条。

(12) 弥永前掲論文、榊木謙周「天平一七七年大糧申請文書の基礎的考察」(『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六年、初出一九八〇年)、佐藤信「米の輸貢制にみる律令財政の特質」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八三年)。

(13) 太政官式119条、民部式上68条。

(14) 湯浅吉美編『日本暦日便覧』上(汲古書院、一九八八年)。

(15) 榊木前掲論文。

(16) 湯浅前掲書。

(17) 大日古二四一三三四。

(18) 高橋周氏によれば、この文書に見える「點加」は官衛令義解3条に「兵衛々士、正身見在者、即以少墨、點其名上也」とあるもので、人数確認の意であるとする(「十上」考—八世紀の衛士の編成をめぐって—)(『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年)。

(19) 弥永前掲論文。

(20) 『正倉院文書目録』二、続修(東京大学出版会、一九八八年)。

(21) Bの食堂所の場合、剰余分は返納していたのではないかとしたが、C Dの場合も全上日分請求しているので、食堂所同様に前月の剰余分は返納していると考えてよいと思われる。

(22) 「飛驒工」前掲書所収、初出一九七一年。

(23) この他に、大糧を申請する文書として天平宝字四年(七六〇)の東大寺経所解(大日古四一四二八)のような形が見える。

経所解 申応請来八月粮仕丁事

合仕丁拾式人^{立丁六人}

立^辛岡田秋万呂^{病日四六}、金刺辰万呂^{上日卅}、久米福人^{上日卅}

秦入鹿^{上日卅}、笛吹才万呂^{上日卅}、宇治乙万呂^{上日卅}

佐為古万呂^{上日卅}、秦国足^{上日卅}、土師子羊^{上日卅}

池部乙万呂^{上日卅}、金部穴身^{上日卅}、土師^{上日卅}

右、応請来八月粮仕丁等、今月上^{平宝}

天^{平宝}字四年七月廿五

この文書では、例えば秦国足に「上日廿三、病日四、不仕日三」、池部乙万呂に「上日十六、病日十一、不仕日三」とある。これは天平宝字四年七月の勤務状況と見られ、勤務した「上日」の他に、勤務しなかった日として「病日」と「不仕日」を区別して記載している。また本文最終行の「今月上」以下の文言が欠けているが、同様な事書を持つ文書である天平宝字八年八月二六日の「経所解申可請来九月粮仕丁等事」(大日古五一四七二)には、「起今月一日、尽廿九日、仕丁等上日如件、以解」とあるので、おそらく「今月上日如件、以解」のような文言があったのではあるまいか。これらの文書には請求した月と見られる上日数(勤務状況)が記載されているが、本節で考察した大糧請求文書のような具体的な請求額はない。

(24) 『日本後紀』以降の四国史に不仕の語は若干見えるものの、不仕料は見えない。

(25) 『類聚三代格』卷三。

(26) 『続日本紀』延暦二年一〇月庚戌条。

(27) 『類聚三代格』卷三、弘仁三年三月二〇日官符。

(28) 『類聚三代格』卷三、承和一年四月一〇日官符。

(29) 『貞観交替式』。

(30) 『万葉集』卷一六、三八六九左注。

(31) 『日本三代実録』貞観一八年三月九日丁亥条。

(32) 『日本三代実録』元慶三年一〇月四日庚申条。

(33) 毎月「粳二斛五斗」の供養料を不確実な關官料や不仕料で賄うのは無理があるため、關官や不仕に關係なく、島司の給与分よりあらかじめ「關官料不仕防人料」をプールしていたのかもしれない。

(34) 佐藤氏は大糧は日別に仕丁等に支給されたと推定している(佐藤前掲論文)。

- (35) 早川前掲論文。
- (36) 中務式74諸司時服条において、大舍人寮への諸司時服支給は「大舍人寮一百七人少一人、助一人、大充一人、少充一人、大給一人、舍人百人、但大取半十人在舍人内」であり、舍人へは一〇〇人に時服が支給されることとなっていた。諸司時服は中務式74条以下に規定が見えるが、支給条件を満たした者全員に支給されるわけではなく、定員が設定されている給与である。大舍人寮の場合、頭以下少属以上は全員が支給されるものの、舍人四〇〇人に対して、一〇〇人に支給定員が限定されているので、多量の不仕料が発生することは考えにくい。おそらく大舍人寮では、中務式74条に規定された量全額の時服を請求して、基本的には被支給者に支給するが、支給条件を満たさずに支給されなかった給与分を不仕料としたのであろう。
- (37) 『類聚三代格』卷四、大同三年七月二六日官符。
- (38) 『類聚三代格』卷四、弘仁十一年四月二一日官符。
- (39) 『類聚三代格』卷六。
- (40) 『類聚三代格』卷六。
- (41) 『類聚三代格』卷一五、元慶三年二月四日官符。
- (42) 『類聚三代格』卷一五。
- (43) 『日本三代実録』元慶七年三月四日庚午条。
- (44) 『類聚三代格』卷一五。
- (45) 『類聚三代格』卷一五。
- (46) 『平安時代儀式年中行事事典』(東京堂出版、二〇〇三年)所収、「進年終帳」の項(黒須利夫執筆)。
- (47) 『類聚三代格』卷一五。
- (48) 『律令官制の変質と地域社会』(『律令国家の展開と地域支配』思文閣出版、二〇〇二年、初出一九八〇年)。
- (49) 『類聚三代格』卷一五。
- (50) 『類聚符宣抄』第六。
- (51) 紙を打って緊密度・平滑度を高める作業をいい、これにより紙の艶が増し、墨のにじみが抑えられ、筆の運びがなめらかになるとされる(杉本一樹「律令制公文書の基礎的観察」(『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九九三年)。
- (52) 岩橋小弥太「文殿長案と外記日記」(『上代史籍の研究』第二集、吉川弘文館、一九五八年)。
- (53) 『類聚符宣抄』第六、天長八年五月五日宣旨。
- (54) 岩橋前掲論文。
- (55) 『類聚符宣抄』第六。
- (56) 『類聚符宣抄』第六、延喜一八年三月一七日右抄符史生石上善恒解。
- (57) 早川前掲論文。
- (58) ちなみに他の官司の不仕料の用途に見える官舎の修理について、大学寮では不仕料が充てられずに「木工寮工部一人、飛驒工一人」というように、直接人員が充てられている(大学式48条)。また大学寮料として出挙稻が常陸国に五四〇〇束、近江国・越中国・備前国・伊与国の各国に一〇〇〇〇束ずつ確保され、これが「寮家雑用」に充てられるなど、官司独自の財源を持っていたようである(大学式50条、主税式上5条)が、そのために諸司田が置かれなかった可能性も考えられよう。
- (59) 早川前掲論文。
- (60) 大根に関して、大津透氏は予算が作成されていたことを指摘している(『律令收取制度の特質―日唐賦役令の比較研究』(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出一九八九年)。
- (61) 不仕料は不確実な財源であるので、ことによるとあらかじめ不仕料分として、何人分かの給与をプールしていたことも考えられよう。ただし不仕料は完全に官司の財政が独立化することによって、わざわざ捻出する必要がなくなり、その存在意義を失ったと推測され、『延喜式』以降の史料には見えなくなる。